

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-012

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外研
代ア大大察括 長
表大使使大審

総機対会要厚情研

察人園在警史才

外報官 審報際内外ブ

文長 審一二

領務長 参政保対旅外

審 審総安平
企国

審 参軍不科協

国長 参行専入難地

ア 審地中東
参①東西
一

長 審一二保

北米長 参一二

中南長 審西口洋
一
西東
一

長 参一二アア
一
一

近ア長

経 審総漁国
一
審経エ国
一
経途
一

長 参海 審準

経協長 審政調国開無
参緊評技有理

条長 審条協①

情長 参国析析調セ
一
一

総 番 号 R094140

月 10日

平成 6年 5月 10日

韓 国 発

本 省 着

主 管 重 北

外 務 大 臣 殿

後 藤 大 使

在韓ひ爆着問題（チエ・ヨンギョ大韓せき十字社原爆ふくし事業所長内話）

第1511号 秘 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信 SO2032-01）

秘密指定解除
公文書監理室

秘密指定解除

公文書監理室

往電第1238号に関し、

1. 9日、在韓被爆者の実態調査結果の書類を大韓赤十字社（以下韓赤）より入手したので、当館にて分析の上、結果を送付するとともに、右書類を送る。

2. 同日、韓赤の崔榮奎(チ・ヨング)原爆福祉事業所長が、右書類を入手するために往訪した当館丸尾に内話越したところ、内話の概要以下の通り。

(1) 右実態調査は、4月12日に保健社会部に送付し、外務部を通じて送付する予定であったが、保健社会部が受理した後になって、保健社会部と外務部の間で、韓赤から直接日本大使館に送付するか保健社会部と外務部を経由して送付するかをめぐって意見の差異が生じ、協議した結果、韓赤から直接送付することで合意され、韓赤にさし戻された経緯がある。かかる事情のため送付が遅れ申し訳無い。今後行われる関連文書の請求及び右文書の送付についても韓赤と日本大使館の間で直接行われることとなった。

(2) 陝川の健康福祉センターの建設計画は順調に進んでいる。今後陝川の健康福祉センターが着工し、ソウルの健康福祉センターの建設計画が進められれば、診療補助費の支給は難しくなると個人的は考えている。かかる事情は被爆者協会にも説明し、被爆者協会の理解を得ているものと思う。健康福祉センターが完成すれば、被爆者の中で最貧層に属する被爆者が健康福祉センターに入るものと思われる。被爆者一人一人に対する説得が必要なため、現段階で診療補助費の支給を直ちにとりやめることはできないが、健康福祉センターに入らない被爆者である程度の収入のある被爆者に対する診療補助費の支給については再検討せざるを得ないと思う。